農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業実施要綱

平成28年１月20日付け27農振第1786号
農林水産事務次官依命通知

第１　趣旨

平成26年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人にまで急増している。また同年、日本を訪れた外国人による旅行消費額は、２兆278億円に達している。地産地消による地域の収益力強化に加え、今後、更なる増加が見込まれる訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込み、訪日外国人による農林水産物の購入等の増大を図るための受入体制を構築し、海外における日本の食関連事業の展開につながるといった好循環を形成していくことが重要である。

このため、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業（以下「本事業」という。）は、観光庁と連携し、国土交通大臣が認定した「広域観光周遊ルート形成計画」において設定された広域観光周遊ルート上の農山漁村地域において、訪日外国人による農林水産物の購入促進を図り、おみやげとして持ち帰ること等による新たな需要を創出するため、農山漁村における訪日外国人旅行者の受入体制づくりを推進するものである。

第２　事業内容等

本事業は、訪日外国人による農林水産物の購入を促進するため、以下の取組を支援するものであり、具体的な事業内容、事業実施主体、実施要件等は別紙に定めるものとする。

1　訪日外国人の農林水産物購入を促進する環境構築
2　訪日外国人の農林水産物購入促進のために必要な施設改修整備

第３　事業対象地域

事業対象地域は、広域観光周遊ルート上の農山漁村地域であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるものとする。

第４　事業実施の手続

1　事業実施主体は、事業の開始年度において、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書及び事業実施計画（以下これらを総称して「採択申請書等」という。）を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長。以下同じ。）に提出するものとする。

２　地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、１により提出された採択申請書等を審査し、適当であると認める場合には、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知書を交付する。また、地方農政局長は、これを農村振興局長に報告するものとする。

３　農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、１及び２の規定に準じて変更を行うものとする。

第５　助成

国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

第６　完了報告

事業実施主体は、第４の２により地方農政局長等が採択した事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第７　事業実施結果の評価

１　目標達成状況の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の完了年度の翌年度から事業実施計画に定める目標年度までの毎年度を対象に、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、地方農政局長等に報告するものとする。

２　事後評価

補助対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、事業実施計画に定める目標年度の翌年度に行うものとする。

（１）事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

（２）事業実施主体は、（１）の規定により聴取した意見を付して、公表した評価結果を地方農政局長等に報告するものとする。

（３）地方農政局長は、（２）の規定により事業実施主体から報告された目標の達成状況等の評価結果について、農村振興局長に報告するものとする。

３　改善計画

（１）２の事後評価の結果、事業実施計画に定められた目標の達成状況が低調である場合、事業実施主体は、その要因並びに推進体制及び利用計画の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成

し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態が発生した場合を除く。）。

（２）事業実施主体は、（１）の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を地方農政局長等に提出するものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）により改善計画の提出があった事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。

第８　他の施策との連携

１　地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて関係省庁、地方公共団体等との連携に努めるものとする。

２　事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、動植物検疫手続の円滑化に向けた施策との連携に努めるものとする。

第９　推進指導等

１　地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、推進指導に係る体制の整備に努めるものとする。

２　地方農政局長等は、事業実施主体に対し、事業実施状況について、報告を求めることができることとし、必要に応じ、指導、助言を行うものとする。

３　地方農政局長等は、第７の１により報告のあった目標達成状況が著しく低調であり、事業実施計画に定められた目標年度において目標の達成が困難であると判断した場合は、事業実施主体に対し、指導、助言を行うものとし、必要に応じて第７の３の規定に準じ、改善計画の作成を求めるものとする。

第10　委任

本事業の実施につき、必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別紙

<table>
<tr><th>事項</th><th>具体的な事業内容</th><th>事業実施主体</th><th>実施要件</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td>1　訪日外国人の農林水産物購入を促進する環境構築</td><td>（1）輸出戦略の策定、訪日外国人への販売体制づくり
（2）販売施設におけるクレジット決済システムの導入やWi-Fi環境構築、多言語標示板の設置など、外国人が農林水産物を購入しやすい環境構築</td><td rowspan="2">本事業の事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

（1）市町村
（2）事業の対象とする施設を管理する団体等
（3）事業の対象とする施設を拠点として地域活性化に取り組んでいる地域協議会</td><td>事業実施計画に訪日外国人受入戦略を記載すること。</td><td>定額</td></tr>
<tr><td>2　訪日外国人の農林水産物購入促進のために必要な施設改修整備</td><td>（1）訪日外国人の農林水産物購入促進のために必要な直売所の施設改修等
（2）直売所に付帯し地域の食材を提供するための施設の整備等</td><td>次に掲げる要件を全て満たすこと。

（1）事項の1の事業と併せて実施すること。
（2）農村振興局長が別に定める基準に適合すること。</td><td>1/2</td></tr>
</table>